



越前市 教育振興 ビジョン

[第3次改定]

郷土に根ざした
明日をになう人間の育成に向けて

令和7年3月
越前市教育委員会

はじめに

越前市では、市教育方針の理念である知・徳・体の調和のとれた明日をにう人間の育成を目指し、家庭・学校・地域が互いに連携・協力を図りながら郷土に根ざした教育を推進するため、同方針に掲げる生涯学習の理念並びに「越前市総合計画」の基本政策である「元気な人づくり」に基づき、平成22年3月に「越前市教育振興ビジョン」を策定しました。そして、教育を取り巻く環境の変化を考慮し、平成27年3月に第一次改定を、令和2年3月に第二次改定を行い、この度、市の教育行政を進める新たな指針として、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした改定を行いました。

今回の改定では、こども基本法施行(令和5年4月)や、国の第4期教育振興基本計画の決定(同年6月)、「幸せを実感できるふるさと」を基本理念とする「越前市総合計画2023」の策定(同年3月)などを踏まえ、市教育方針に掲げたように、「生涯学習の理念を踏まえて、家庭・学校・地域がそれぞれの役割と責任を認識し、互いに連携・協力を図りながら郷土に根ざした教育を推進」するため、3つの柱である「未来へ続く教育」、「幸せを実感できる生涯の学び」、「ふるさとへの誇りの醸成」を目指すべき将来像とし、優先的に取り組む事業を中心とした諸施策を計画的に実施することといたします。

最後に、本ビジョンの改定にあたり、多大なご尽力をいただきました越前市教育振興ビジョン改定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様やご協力をいただいた全ての皆様に対しまして厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

越前市教育委員会

越前市教育方針

うるおいと活力のある共生社会を築くため、市民憲章に基づいて、
知・徳・体の調和のとれた明日をになう人間の育成に努める。

そのため、生涯学習の理念をふまえて、家庭・学校・地域が
それぞれの役割と責任を認識し、互いに連携・協力を図りながら郷土に
根ざした教育を推進する。

- ^{いのち}生命を尊び生きる喜びをもって、
いかなる人とも等しく 心をわかち合える人を育てる。
- 常に学ぶところと未来を拓く創造力を^{ひら}培い、^{つちか}
正しい判断と確かな実践のできる人を育てる。
- 互いを敬愛し豊かな情操を養い、
ともに働く 楽しみと感謝・奉仕の精神にみちた人を育てる。
- 健全な食生活をもとに自らの健康と安全を保ち、
強く たく ましく 生きぬく 人を育てる。
- 郷土の伝統、文化、自然、人間に誇りをもち、
広く 社会に貢献できる人を育てる。

目 次

第Ⅰ部 総論

- Ⅰ 改定の趣旨〔Ⅰ〕
- Ⅱ 位置付け及び計画期間〔Ⅱ〕
- Ⅲ 基本方針と構成〔Ⅲ〕

第Ⅱ部 各論

Ⅰ 未来へ続く教育

- Ⅰ 幼児期の教育と子育て支援
 - （Ⅰ）人格形成の基礎を培う学び - 幼児教育の充実 - 〔Ⅴ〕
 - （Ⅱ）学びのかけはし - 小学校へつながる学び - 〔Ⅶ〕
- Ⅱ 学校での教育
 - （Ⅰ）ともに学ぶ学校づくり - 学習環境の充実 - 〔Ⅸ〕
 - （Ⅱ）デジタル社会で生きる力を育む - 情報活用能力の育成 - 〔Ⅺ〕
 - （Ⅲ）ふるさとを知り、愛する心を育む
 - 地域の特色を活かした学びの推進 - 〔Ⅻ〕
 - （Ⅳ）自ら学び続ける力を育む
 - 思考力・判断力・表現力等の育成 - 〔Ⅼ〕
 - （Ⅴ）可能性を広げ成長を支える
 - 豊かな情操の育成と生徒支援体制の充実 - 〔Ⅾ〕
 - （Ⅵ）すこやかな暮らしを営むための基礎を養う
 - 健全な心身の育成と安全教育の推進 - 〔ⅰ〕
 - （Ⅶ）学び続ける教員を支える - 教員の資質向上の推進 - 〔ⅱ〕
 - （Ⅷ）学びを支える空間づくり - 学校施設の整備と活用 - 〔ⅲ〕
- Ⅲ 家庭や地域での教育
 - （Ⅰ）子どもが安心して活動できる居場所づくりの推進〔ⅲ〕
 - （Ⅱ）青少年を地域ぐるみで見守り育む環境づくり〔ⅲ〕

Ⅱ 幸せを実感できる生涯の学び

- Ⅰ 人生を豊かにする生涯の学び
 - (1) 学びが拓く豊かな人づくり [28]
 - (2) 学びでつながるまちづくり [30]
 - (3) 学びを支える環境づくり [32]
 - (4) 読書による生涯の学び - 読書のまちづくりの推進 - [34]
 - (5) 読書に親しむ、楽しむ - 子ども読書活動の推進 - [36]
- Ⅱ 生涯スポーツで誰もが元気に幸せ実感
 - (1) 人生100年時代、居場所と活躍の舞台づくりの推進 [38]
 - (2) 新しいスポーツを活かした新たな居場所づくり [40]
 - (3) スポーツ施設の環境整備 [41]

Ⅲ ふるさとへの誇りの醸成

- Ⅰ 歴史・文化資源の保存・公開と活用
 - (1) 誇れる文化資源の保護と未来への継承 [43]
 - (2) 歴史文化に触れる機会の提供 [44]
- Ⅱ 豊かな心を育む芸術文化活動
 - (1) 誰もがふれあい参加できる芸術文化活動の創出 [45]
 - (2) 魅力ある文化・芸術鑑賞機会の充実 [47]
 - (3) 次世代へつなぐ人材の育成 [49]

第3部 資料編

- Ⅰ 改定の経過
 - (1) 越前市教育振興ビジョン改定委員会の経過 [50]
 - (2) アンケート調査等の実施 [51]
- Ⅱ 越前市教育振興ビジョン改定委員会委員名簿 [52]
- Ⅲ SDGsの取組み [53]
- Ⅳ 用語解説 [55]

第Ⅰ部 総論

Ⅰ 改定の趣旨

平成 18 年 11 月、市民憲章に基づいて、明日の越前市をになう人間の育成に努めるための指針として、市教育方針が定められました。

この方針には、本市が希求する社会像とともに、それを構築するための人づくり像が明らかにされ、具体的な方向性が示されています。

越前市教育振興ビジョンは、市教育方針の指針に基づき、教育の振興に係る施策の基本的な計画を定めるため平成 22 年 3 月に策定、平成 27 年 3 月の第 1 次改定、令和 2 年 3 月の第 2 次改定を経ています。

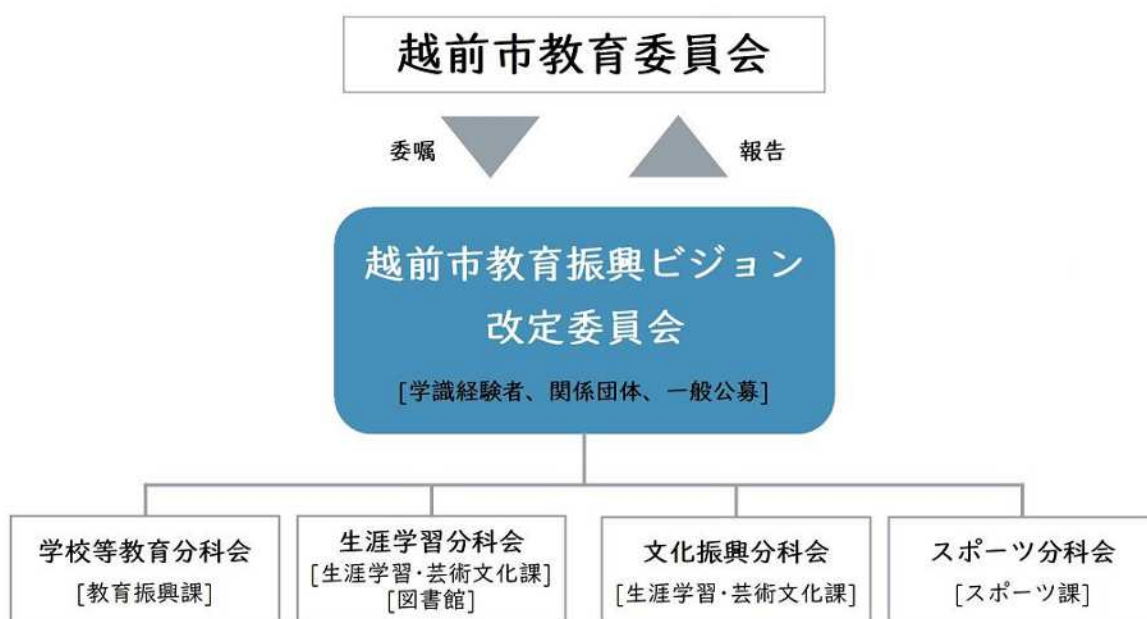
また、平成 27 年 4 月 1 日には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、市長は、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

これを受け、同年 5 月、市長と教育委員会による総合教育会議において、教育振興ビジョンを本市の「教育に関する大綱」として位置づけました。

今回の改定は、この教育振興ビジョンが令和 6 年度末で 5 年間の終期を迎えることに伴うものであり、越前市教育振興ビジョン改定委員会の全体会及び各分科会において、新たに今後 5 年間の計画を定めました。

なお、改定に当たっては、国の第 4 期教育振興基本計画や令和 3 年 1 月に中央教育審議会で示された「令和の日本型学校教育」、令和 5 年 4 月に施行されたこども基本法等の国の動向のほか、人口減少や少子高齢化の進展、グローバル化、国際社会の共通目標「SDGs」の推進、情報化社会の進展等、教育を取り巻く社会情勢の変化も考慮しました。

また、今回の改定では、各分野において重点的に取り組む内容がより明確になるよう計画期間内に優先的に取り組む事業を明記しました。



2 位置付け及び計画期間

(1) 法的な位置付け

越前市教育振興ビジョンは、教育基本法第17条第2項に基づくもので、国や県の教育振興基本計画を参考にし、本市の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画とします。

(2) 計画の位置付け及び計画期間

本ビジョンは、市教育方針に基づき、教育諸事業を推進するために毎年度定めている「教育方策」の上位計画とするものであり、今後 5 年間に取り組む施策の方向性を示すものとなっています。

また、本ビジョンは「幸せを実感できるふるさと～ウェルビーイングの越前市～」を基本理念とする「越前市総合計画2023」において、2040年に向けて取り組む6つのテーマのうち、

「1 地域の宝をブランドに」「4 未来へつづく子育て・教育」における教育施策分野と密接に関連しています。

このほか、市子ども条例や多文化共生推進プラン、子ども読書活動推進計画、スポーツ推進プラン、市文化財保存活用地域計画等、本市の様々な個別計画の考え方を踏まえています。

なお、改定の過程においては、パブリック・コメント、市民アンケート等を通じ、広く 市民各層の意見を聞きました。

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの 5 年間とします。



3 基本方針と構成

平成 18 年 12 月に改正された教育基本法では、教育の目的を「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とし、幅広い教養や真理を求める態度、豊かな情操と道徳心、健やかな身体など総合的な資質や態度を養うことを目標としています。

令和 5 年 4 月に施行されたこども基本法では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもの意見表明や多様な社会的活動へ参加する機会の確保等の6つの基本理念を設定しています。

また、令和 5 年 6 月に閣議決定された国の第4期教育振興基本計画では、将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる「持続可能な社会の創り手の育成」と、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つを本計画のコンセプトとしています。

令和 5 年 3 月に策定された越前市総合計画2023においても、「幸せを実感できるふるさと ～ウェルビーイングの越前市～」をふるさとづくりの理念としています。

そこで、各学校においては、新学習指導要領に基づき、将来の予測が困難な時代に自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動する「生きる力(※用語解説)」を育む学校教育の推進を図り、自治振興会や公民館、NPO、各種団体(スポーツ振興、文化活動)の種々の活動については、住民の積極的な参加を促すなど、学校教育や家庭教育、社会教育をはじめ、就学前教育、青少年の健全育成、歴史や文化財の継承、芸術・文化活動、スポーツ活動に関する様々な取組みを人が生涯を通じて学習するシステムとして位置づけ、人生100年時代における生涯学習社会(※用語解説)の構築を目指します。

また、学校の教職員、地域の中で学び社会参加活動に取り組む人、伝統文化・伝統芸能の担い手、スポーツの指導者など、それぞれの分野で教育を支える人の力は必要不可欠であり、人材の育成についても取り組みます。

以上のことを踏まえて、市教育方針に掲げたように、「生涯学習の理念を踏まえて、家庭・学校・地域がそれぞれの役割と責任を認識し、互いに連携・協力を図りながら郷土に根ざした教育を推進」するため、「未来へ続く教育」、「幸せを実感できる生涯の学び」、「ふるさとへの誇りの醸成」を「越前市教育振興ビジョン」の柱とし、市民憲章に基づき、「知・徳・体の調和のとれた明日をにいう人間の育成」に努めます。

I 未来へ続く 教育

- 1 幼児期の教育と子育て支援
 - (1) 人格形成の基礎を培う学び - 幼児教育の充実 -
 - (2) 学びのかけはし - 小学校へつながる学び -
- 2 学校での教育
 - (1) とともに学ぶ学校づくり - 学習環境の充実 -
 - (2) デジタル社会で生きる力を育む - 情報活用能力の育成 -
 - (3) ふるさとを知り、愛する心を育む
 - 地域の特色を活かした学びの推進 -
 - (4) 自ら学び続ける力を育む
 - 思考力・判断力・表現力等の育成 -
 - (5) 可能性を広げ成長を支える
 - 豊かな情操の育成と生徒支援体制の充実 -
 - (6) すこやかな暮らしを営むための基礎を養う
 - 健全な心身の育成と安全教育の推進 -
 - (7) 学び続ける教員を支える - 教員の資質向上の推進 -
 - (8) 学びを支える空間づくり - 学校施設の整備と活用 -
- 3 家庭や地域での教育
 - (1) 子どもが安心して活動できる居場所づくりの推進
 - (2) 青少年を地域ぐるみで見守り育む環境づくり

II 幸せを 実感できる 生涯の学び

- 1 人生を豊かにする生涯の学び
 - (1) 学びが拓く豊かな人づくり
 - (2) 学びでつながるまちづくり
 - (3) 学びを支える環境づくり
 - (4) 読書による生涯の学び - 読書のまちづくりの推進 -
 - (5) 読書に親しむ、楽しむ - 子ども読書活動の推進 -
- 2 生涯スポーツで誰もが元気に幸せ実感
 - (1) 人生100年時代、居場所と活躍の舞台づくりの推進
 - (2) 新しいスポーツを活かした新たな居場所づくり
 - (3) スポーツ施設の環境整備

III ふるさとへの 誇りの醸成

- 1 歴史・文化資源の保存・公開と活用
 - (1) 誇れる文化資源の保護と未来への継承
 - (2) 歴史文化に触れる機会の提供
- 2 豊かな心を育む芸術文化活動
 - (1) 誰もがふれあい参加できる芸術文化活動の創出
 - (2) 魅力ある文化・芸術鑑賞機会の充実
 - (3) 次世代へつなぐ人材の育成

